

松江市たばこ対策行動指針

令和2年4月

《目次》

1. 行動指針策定について	P 1
(1) 背景と目的	
(2) 行動指針の位置づけ	
2. 松江市の現状	P 2
(1) 死亡数	
(2) 喫煙率	
(3) たばこ対策の取り組み	
3. たばこ対策の基本的な考え方	P 6
4. たばこ対策の具体的な取り組み	P 7
(1) 受動喫煙防止	
(2) 未成年者・妊産婦の喫煙防止	
(3) 禁煙希望者への支援	
(4) たばこ対策に関する周知啓発	
5. ロードマップと目標指標	P 1 2
(1) 計画期間	
(2) ロードマップ	
(3) 目標指標	
6. 推進体制	P 1 4

1. 行動指針策定について

(1) 背景と目的

喫煙や受動喫煙による健康影響（様々な疾患のリスクを高めることなど）が明らかになり、喫煙による年間超過死亡数は12～13万人、受動喫煙による年間超過死亡は年間約6,800人と推計されるなど、喫煙と受動喫煙に関連した疾病、死亡を減少させることが課題となっています。

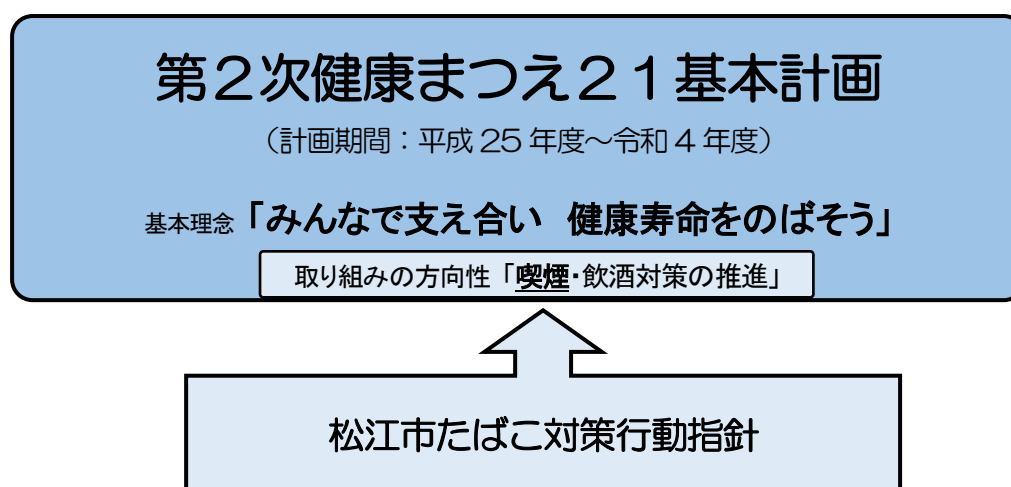
国では、平成15年5月に施行された「健康増進法」において受動喫煙防止対策が明確に位置づけられたほか、平成22年2月に発出された健康局長通知では、『今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべき』ことが示されました。また職場においては、平成22年に閣議決定された「新成長戦略」において、平成32年までに『受動喫煙の無い職場の実現』が掲げられました。そして平成30年7月には健康増進法が改正（令和2年4月全面施行）され、受動喫煙防止対策が強化されることとなりました。

松江市は、平成30年4月に中核市に移行し「松江市・島根県共同設置松江保健所」を設置したことより、改正健康増進法における義務違反時等の指導・命令等の権限を有することになりました。また改正健康増進法の成立を受けて、平成30年6月には松江市医師会及び市民団体より受動喫煙防止対策の徹底を求める陳情書が市議会に提出され採択されるなど、市民の関心も高まりはじまりました。

こうしたことから松江市では、市民や関係者（団体）と連携し、一体となってたばこ対策を推進するため「松江市たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策の具体的な取り組み内容の検討を進めるとともに、それらを市民運動として総合的に推進・展開して行くこととしました。

(2) 行動指針の位置づけ

本市では、「第2次健康まつえ21基本計画（平成25年3月策定）」における取り組みの方向性の一つとして『喫煙・飲酒対策の推進』を掲げ、受動喫煙の防止と禁煙対策の強化に取り組むこととしています。本行動指針は、「第2次健康まつえ21基本計画」を上位計画とし、喫煙と受動喫煙に関連した疾病・死亡の減少をめざし、市民・関係者（団体）・市（行政）がそれぞれの役割を認識しながら一体となって取り組めるよう、具体的な行動を示すものとして策定します。



2. 松江市の現状

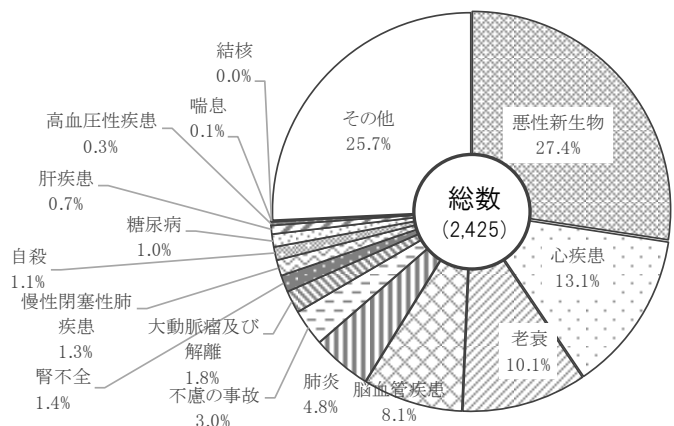
(1) 死亡数

市の主な死因を見ると、喫煙や受動喫煙との関連が指摘される疾病が上位を占めています。最も多いものは「悪性新生物（がん）」で、2位「心疾患」、4位「脳血管疾患」となっており、生活習慣病の三大疾病が全体の過半数となっています。また「悪性新生物（がん）」を部位別に見ると、1位「気管、気管支及び肺」、2位「胃」となっています。

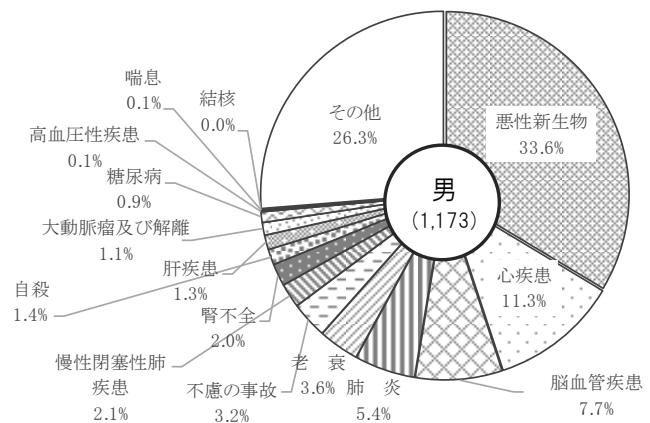
喫煙は肺がんを始め呼吸器、消化器系のがんとの間に関係があるとされており、さらに、「心疾患」、「脳血管疾患」の原因になることも指摘されています。

《平成30年度 死因順位・死亡率》

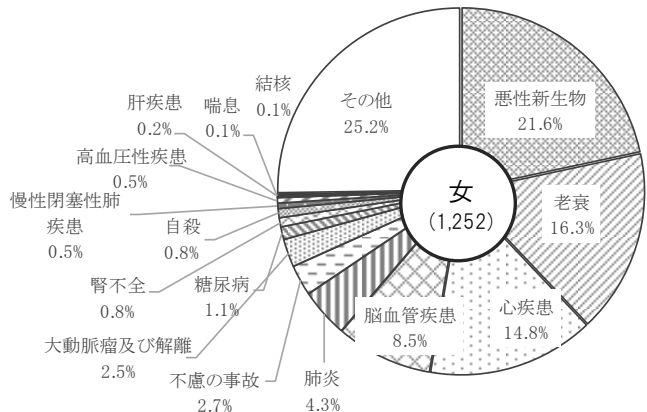
【総数】		(人) (人口10万対)	
順位	死 因	実数	死亡率
1	悪性新生物	665	329.8
2	心疾患(高血圧性除く)	318	157.7
3	老 衰	246	122.0
4	脳血管疾患	197	97.7
5	肺 炎	117	58.0
6	不慮の事故	72	35.7
7	大動脈瘤及び解離	44	21.8
8	腎不全	33	16.4
9	慢性閉塞性肺疾患	31	15.4
10	自 殺	26	12.9



【男性】		(人) (人口10万対)	
順位	死 因	実数	死亡率
1	悪性新生物	394	406.5
2	心疾患(高血圧性除く)	133	137.2
3	脳血管疾患	90	92.9
4	肺 炎	63	65.0
5	老 衰	42	43.3
6	不慮の事故	38	39.2
7	慢性閉塞性肺疾患	25	25.8
8	腎不全	23	23.7
9	自 殺	16	16.5
10	肝疾患	15	15.5



【女性】		(人) (人口10万対)	
順位	死 因	実数	死亡率
1	悪性新生物	271	258.9
2	老 衰	204	194.9
3	心疾患(高血圧性除く)	185	176.7
4	脳血管疾患	107	102.2
5	肺 炎	54	51.6
6	不慮の事故	34	32.5
7	大動脈瘤及び解離	31	29.6
8	糖尿病	14	13.4
9	腎不全	10	9.6
10	自 殺	10	9.6

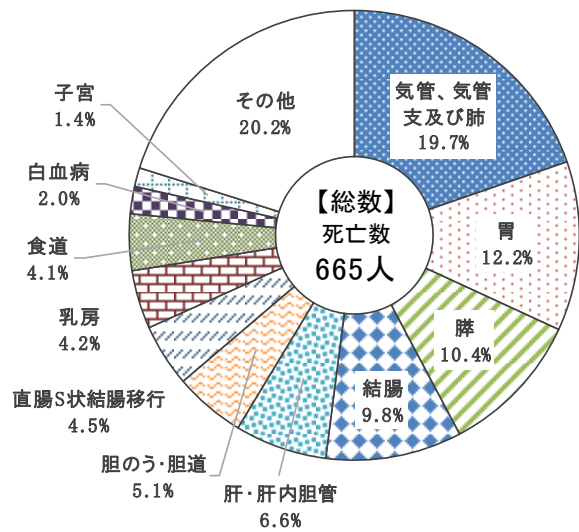


*出典) e-Stat

《平成30年度 悪性新生物の部位別死亡数・死亡率》

		(人)〔人口10万対〕	
順位	部位	実数	死亡率
1	気管、気管支及び肺	131	65.0
2	胃	81	40.2
3	膵	69	34.2
4	結腸	65	32.2
5	肝及び肝内胆管	44	21.8
6	胆のう及びその他の胆道	34	16.9
7	直腸S状結腸移行部及び直腸	30	14.9
8	乳房	28	13.9
9	食道	27	13.4
10	白血病	13	6.4
11	子宮*1)	9	8.6

注1)死亡率の分母は、平成30年9月30日松江市住民基本台帳人口(日本人人口)
注2)子宮*1)死亡率の分母は、注1)の女性人口



(2) 喫煙率

平成30年度島根県保険者協議会医療費等分析事業報告書によると、松江市の40歳以上の喫煙率(H29)は18.7%で、島根県全体(19.9%)と比較するとやや低くなっています。年代別では40・50代の喫煙率が高く、特に就労者の喫煙割合が高い傾向がみられます。

未成年者の喫煙経験率は、20年前と比較するとかなり減少してきていますが、小学生でも男子は2.4%に喫煙経験があります。妊産婦についても、1~3%程度は喫煙している実態があります。

【40歳以上の習慣的喫煙者割合】

	H28		H29	
	松江市	島根県	松江市	島根県
男	31.5%	33.6%	31.7%	33.7%
女	5.5%	5.9%	6.0%	6.2%
計	18.3%	19.5%	18.7%	19.9%

《出典:島根県保険者協議会医療費等分析事業報告書》

※参考:20歳以上の喫煙率

	H28	
	島根県	国
男	31.0%	31.1%
女	6.1%	9.5%
計	17.7%	19.8%

《出典:H28 国民生活基礎調査》

【未成年者の喫煙経験率(島根県)】

	小学生 (5・6年)	中学生 (2年)	高校生 (2年)
男	2.4%	2.7%	3.8%
女	0.9%	1.8%	2.2%

《出典:H29 島根県未成年者の飲酒・喫煙防止についての調査》

【妊産婦の喫煙率(松江市)】

	H28	H29	H30
妊娠中	1.6%	1.3%	1.7%
4か月児の母親	2.3%	1.8%	2.4%

《出典:松江市保健衛生統計書》

(3) たばこ対策の取り組み

市では、「第2次健康まつえ21基本計画」に基づき、受動喫煙の防止及び禁煙対策の強化に取り組んできました。

①受動喫煙対策

令和元年5月に実施した「市公共施設状況調査」によると、これまで市公共施設の受動喫煙防止対策を進めてきた結果、改正健康増進法において第1種施設として分類される市所管の施設（学校・児童福祉施設・病院・行政機関の庁舎等）は、87.4%が敷地内全面禁煙でした。また、第2種施設として分類される市所管の施設（公民館・屋内スポーツ施設・観光施設・図書館・文化ホール等）についても、屋内で喫煙可能な施設はすでになく、建物内禁煙としている施設が76.0%、敷地内全面禁煙としている施設が24.0%とでした。

その後、改正健康増進法の一部施行に合わせて取り組みを進めた結果、令和2年2月現在は第1種施設の92.2%が施設内全面禁煙、第2種施設の51.5%が敷地内全面禁煙となりました。

また、公園については、改正健康増進法の規制対象外ではありますが、子どもや妊産婦等が利用する施設でもあることから、従来から受動喫煙防止のため禁煙の協力を呼び掛ける看板を設置するなど、喫煙をする際のマナーについて啓発を行っています。

≪市所管公共施設の対応状況≫

【第1種施設(167施設)の状況】

※令和元年5月末現在

施設分類	施設数	敷地内禁煙	建物内禁煙	屋内分煙
幼稚園・保育所	43	100.0%		
小・中・高	50	100.0%		
児童クラブ、その他	47	100.0%		
病院	3	100.0%		
行政機関庁舎等	24	12.5%	79.2%	8.3%
第1種施設合計	167	87.4%	11.4%	1.2%



※令和2年2月末現在

施設分類	敷地内全面禁煙	特定屋外喫煙所有り
幼稚園・保育所	100.0%	
小・中・高	100.0%	
児童クラブ、その他	100.0%	
病院	100.0%	
行政機関庁舎等	45.8%	54.2%
第1種施設合計	92.2%	7.8%

【第2種施設(104施設)の状況】

※令和元年5月末現在

施設分類	施設数	敷地内禁煙	建物内禁煙	屋内分煙
屋内スポーツ施設	17	23.5%	76.5%	
観光施設	19	31.6%	68.4%	
公民館・集会施設等	42	33.3%	66.7%	
図書館・文化ホール等	12	8.3%	91.7%	
その他	14		100.0%	
第2種施設合計	104	24.0%	76.0%	0.0%



※令和2年2月末現在

施設分類	敷地内全面禁煙	建物内禁煙
屋内スポーツ施設	29.4%	70.6%
観光施設	57.9%	42.1%
公民館・集会施設等	84.6%	15.4%
図書館・文化ホール等	25.0%	75.0%
その他	%	100.0%
第2種施設合計	51.5%	48.5%

②禁煙対策

たばこに関する正しい知識を身につけ実践する市民を増やすことをめざし、特に健康影響を受けやすい妊産婦や未成年者に対する取り組みをはじめ、市民への教育・啓発活動を中心として取り組んでいます。

また、平成 18 年 3 月に制定された「松江市きれいなまちづくり条例」により、喫煙制限区域（屋外）を 4 か所指定し、美化推進と合わせた啓発も実施しています。

【主な取り組み】

取り組み項目	内 容
妊産婦への禁煙指導	母子保健コーディネーター（保健師）などが妊産婦と接する機会（妊娠届出時、出産後の赤ちゃん訪問時、4 か月児健診時、1 歳 6 か月児健診時、3 歳児健診時など）において、妊産婦及びパートナーや家族の喫煙状況の確認と、禁煙指導や禁煙外来の紹介等を実施
未成年者への禁煙教育	小中学校において、小学 6 年生と中学 3 年生を対象に、授業の中で喫煙防止教育を実施
地域での禁煙教育	公民館等における健康教室や乳幼児教室において、たばこが心身に及ぼす影響等について周知・教育
特定保健指導時における禁煙指導	特定保健指導対象者の面接時において、禁煙指導（禁煙支援）を実施
世界禁煙デーに合わせた禁煙キャンペーン	世界禁煙デー（5/31）及びその前後の期間において、集客施設等での啓発活動やパネル展示などを実施
広報・メディア等を活用した情報発信	市報・市HPやテレビ・ラジオの市政広報番組を活用し、たばこの健康影響や受動喫煙対策、禁煙治療医療機関や相談窓口等について周知・啓発
NPOと連携した禁煙支援研修	禁煙指導や禁煙支援に関わる人材育成と情報共有を目的として、NPOと共催により研修会を実施

3. たばこ対策の基本的な考え方

「第2次健康まつえ21 基本計画」の取り組みの方向性の一つである「喫煙・飲酒対策の推進」に基づき、喫煙と受動喫煙に関連した疾病、死亡を減少させることを目的に、受動喫煙防止対策及び禁煙対策を実施します。実施にあたっては、周知啓発等により取り組みの機運を高め、たばこ対策を市民運動として推進し、「市」「関係者（団体）」「市民」が、それぞれの立場で進めて行くこととします。

また、市としての取り組みの柱を「受動喫煙防止」「未成年者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」「たばこ対策に関する周知啓発」の4本として整理し、それぞれの取り組みの柱ごとに「あるべき姿・目指す姿」を設定するとともに、その実現に向けての取り組みの重点を次のとおりとします。

取り組みの柱	あるべき姿・目指す姿	取り組む項目
1. 受動喫煙防止	◆望まない受動喫煙をなくす	・健康増進法に基づく、多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策(法定事項の順守と周知徹底) ・屋外の公共的な空間における受動喫煙対策 ・受動喫煙防止対策及び配慮義務等の周知啓発
2. 未成年者・妊産婦の喫煙防止	◆未成年・妊産婦の喫煙をなくす ◆未成年・妊産婦の周囲でたばこを吸う人をなくす	・未成年者や妊産婦に対する教育、禁煙指導等の支援体制を充実 ・家族や周囲の大人に対する啓発や禁煙支援 ・家族や周囲の大人など身近な人も含め、未成年者や妊産婦の喫煙防止に関する周知啓発を社会全体として推進
3. 禁煙希望者への支援	◆禁煙意思を持つ人を増やす ◆禁煙に挑戦する人を増やす ◆禁煙に成功・継続できる人を増やす	・禁煙したいと思っている人が禁煙にチャレンジ、継続しやすい環境づくり ・禁煙外来等、禁煙支援の体制の充実 ・たばこやニコチン依存症についての正しい知識や、禁煙の効果、禁煙方法、禁煙治療等の情報提供と周知啓発
4. たばこ対策に関する周知啓発	◆たばこに関する正しい知識を身につけ実践する市民を増やす	・たばこの健康影響に関する知識の周知啓発 ・「受動喫煙防止」「未成年者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」のそれぞれの周知啓発を総合的に推進

4. たばこ対策の具体的な取り組み

たばこ対策の基本的な考え方にに基づき、「市」「関係者（団体）」「市民」のそれぞれがどのような役割を担い、どのように行動して行くかという視点で、具体的な取り組み内容を次に示します。

(1) 受動喫煙防止

～望まない受動喫煙をなくす～

取り組む項目 ★健康増進法に基づく、多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策(法定事項の順守と周知徹底) ★屋外の公共的な空間における受動喫煙対策 ★受動喫煙防止対策及び配慮義務等の周知啓発
--

実施主体	取り組み内容
市民	【個人・家庭】 ●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がける ●喫煙者は、非喫煙者への健康影響を十分理解し、家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙ルールを遵守する ・多くの人が利用する公共的な空間では喫煙しない ・家庭においても禁煙または分煙に心掛ける、特に子どもや妊産婦の周りで喫煙しない ・歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをしない 【地域】 ●多くの人が集まり利用する場所(集会所等)での受動喫煙対策を徹底する ●多くの人が利用する屋外の公共的な空間(公園・道路等)での禁煙を推進する
関係者(団体)	【児童施設・学校】 ●健康増進法による禁煙措置(敷地内禁煙)の徹底 ●運動会など学校行事時の子どもの受動喫煙防止に向け、保護者や家族に認識を深めてもらうよう取り組む 【企業・職場】 ●従業員の健康確保と快適な職場環境の形成のため、受動喫煙防止対策に取り組む ●非喫煙者・妊産婦への配慮義務や喫煙ルールの遵守を呼びかける 【宿泊施設、飲食店、娯楽施設】 ●顧客及び従業員に対する受動喫煙防止に取り組む ●店舗内の喫煙環境(「禁煙」「喫煙専用室あり」「喫煙可能店」など)の対外的表示を行い、顧客の不意の受動喫煙防止を図る ●非喫煙者への配慮義務や喫煙ルールの遵守を呼びかける 【その他、多数の者が利用する公共性の高い施設】 ●利用者及び従業員等に対する受動喫煙防止に取り組む ●施設内の喫煙環境(「禁煙」「喫煙専用室あり」「敷地内禁煙」など)の対外的表示を行い、利用者の不意の受動喫煙防止を図る ●非喫煙者への配慮義務や喫煙ルールの遵守を呼びかける
市(行政)	●多数の者が利用する施設等の受動喫煙対策(健康増進法)順守・徹底と、配慮義務の周知啓発を図る ●第1種施設である公共施設については、特定屋外喫煙場所のない施設の割合を高めていく ●第2種施設である公共施設については、次の割合を段階的に高めていく ① 屋内の喫煙専用室がない施設の割合 ② 第1種施設の禁煙措置の基準を満たす施設の割合 ●公園などの公共的な施設・空間については、敷地内禁煙の施設の割合を高めて行く ●地域・関係団体と連携し、受動喫煙防止の取り組みを推進する ・「松江市たばこ対策推進会議」での協議・検討を含め、地域・職域関係団体との連携のもと、受動喫煙防止の取り組みを推進する ・その他の関係機関・団体とも認識や課題の共有を図りながら、受動喫煙防止の取り組みがなされるよう協力を求める

(2) 未成年者・妊産婦の喫煙防止

～未成年・妊産婦の喫煙をなくす～

～未成年・妊産婦の周囲でたばこを吸う人をなくす～

取り組む項目

★未成年者や妊産婦に対する教育、禁煙指導等の支援体制を充実

★家族や周囲の大人に対する啓発や禁煙支援

★家族や周囲の大人など身近な人も含め、未成年者や妊産婦の喫煙防止に関する周知啓発を社会全体として推進

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙や受動喫煙が心身に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣を心がける ●未成年者や妊産婦は喫煙をしない、喫煙させない ●未成年者の手の届くところにたばこを置かない ●未成年者や妊産婦のそばでは喫煙をしない、受動喫煙をさせない ●未成年者や妊産婦を喫煙場所に立ち入らせない <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未成年者や妊産婦のそばでは喫煙をしない、受動喫煙をさせない ●未成年者や妊産婦を喫煙場所に立ち入らせない ●喫煙場所を設ける際は、受動喫煙を生じさせないように、設置場所に配慮する
関係者 (団体)	<p>【保育園・幼稚園・学校・PTA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒等に対し、喫煙や受動喫煙による健康影響についての教育(喫煙防止教育)や啓発を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保健学習(小6)・保健体育「保健」授業(中3、高1) ～健康な生活と病気の予防～ ・薬物乱用防止教室(中学校、高等学校) ・幼児期からの啓発 ●保護者や家族に対し、家庭における子どもの喫煙や受動喫煙防止への認識を深めてもらう啓発の実施(喫煙する姿を子どもに見せない、子どもの手の届くところにたばこを置かないなど) ●運動会などの学校行事や、校外での部活動大会開催時における保護者の禁煙協力 <p>【医療機関・薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供、啓発 ●禁煙治療、禁煙支援の実施 <p>【飲食店・商業施設・企業・職場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙対策の徹底 ●未成年者や妊産婦である顧客・従業員に対して、喫煙や受動喫煙の防止と、喫煙場所設置の際の配慮
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●未成年者や妊産婦が利用する施設での受動喫煙対策の徹底 ●未成年者や妊産婦の喫煙に対する禁煙指導及び治療の促進 ●小、中、高等学校が実施する喫煙防止教育への支援 ●保育園、幼稚園での啓発の支援 ●妊娠届出時や乳幼児健診時等における妊産婦への禁煙指導 ●未成年者や妊産婦の家族(保護者、パートナー等)に対しての禁煙指導、啓発の取り組みを強化 ●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、未成年者や妊産婦に喫煙(受動喫煙を含む)をさせないように、市民全体への啓発を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙をする際の配慮義務(健康増進法第25条の3)についての周知徹底 ・「子どもの手の届くところにたばこを置かない」「喫煙する姿を子どもに見せない」の徹底

(3) 禁煙希望者への支援

～禁煙意思を持つ人を増やす～

～禁煙に挑戦する人を増やす～

～禁煙に成功・継続できる人を増やす～

取り組む項目

★禁煙したいと思っている人が禁煙にチャレンジ、継続しやすい環境づくり

★禁煙外来等、禁煙支援の体制の充実

★たばこやニコチン依存症についての正しい知識や禁煙の効果、禁煙方法、禁煙治療等の情報提供と周知啓発

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙や受動喫煙が心身に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣を心がける ●たばこをやめたいと思ったら、禁煙に挑戦してみる ●周囲の人は、禁煙に挑戦している人を応援する
関係者 (団体)	<p>【医療機関・薬局・保健医療団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を実施 ●喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を実施 <p>【飲食店・商業施設・企業・職場等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従業員に対し、喫煙・受動喫煙による健康影響や、禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を行う医療機関等について情報提供
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な機会を捉えて、喫煙が健康に及ぼす影響等について周知・啓発を実施 ●健康診断や健康相談時などに、喫煙も含めた健康づくりの見直しを促し、禁煙にチャレンジするきっかけづくりを行う ●禁煙希望者が禁煙治療に取り組みやすくするための助成制度等の実施 ●禁煙を希望する者に対し、相談・情報提供による禁煙支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・禁煙の方法や禁煙外来(禁煙治療実施医療機関)、禁煙支援薬局等を紹介 ・禁煙治療の受診勧奨 ・禁煙支援サイトや禁煙マラソン等の紹介 ●事業所や関係機関に対し、禁煙支援にかかる各種情報提供を行う ●保険者等と連携し、禁煙支援の充実に努める

(4) たばこ対策に関する周知啓発

～たばこに関する正しい知識を身につけ実践する市民を増やす～

取り組む項目

★たばこの健康影響に関する知識の周知啓発

★「受動喫煙防止」「未成年者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」のそれぞれの周知啓発を総合的に推進

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣を心がける ●喫煙者は、非喫煙者への健康影響を十分理解し、家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙ルールを遵守する
関係者 (団体)	<p>【保育園・幼稚園・学校・PTA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒に対し、喫煙や受動喫煙による健康影響についての教育(喫煙防止教育)や啓発を実施する ●保護者や家族に対し、家庭における子どもの喫煙や受動喫煙防止への認識を深めてもらう啓発の実施(喫煙する姿を子どもに見せない、子どもの手の届くところにたばこを置かないなど) <p>【企業、職場、宿泊施設、飲食店、娯楽施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●店舗内の喫煙環境(「禁煙」「喫煙専用室あり」「喫煙可能店」など)の対外的表示を行い、顧客の不意の受動喫煙防止を図る ●喫煙する際の配慮や喫煙ルールの遵守を呼びかける <p>【その他、多数の者が利用する公共性の高い施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設内の喫煙環境(「禁煙」「喫煙専用室あり」「敷地内禁煙」など)の対外的表示を行い、利用者の不意の受動喫煙防止を図る ●喫煙する際の配慮や喫煙ルールの遵守を呼びかける ●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、周知・啓発に努める <p>【医療機関・薬局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を行う
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> ●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、近年の研究で明らかになりつつある「三次喫煙(※)」の影響も含め、周知・啓発を強化する ※三次喫煙・たばこの火が消された後、衣服や壁紙、家具等にしみ込んだ残留たばこ成分にさらされ、それを吸入すること。残留受動喫煙、サードハンドスモークともいう。 ●多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止対策(改正健康増進法)の周知徹底を図る ●未成年者と妊産婦、及びその家族(保護者、パートナー等)に対して指導、啓発の取り組みを強化する ●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、未成年者や妊産婦に喫煙(受動喫煙を含む)をさせないよう、保護者や家族、一般市民等に対して啓発を強化する ●禁煙希望者に対し、相談・情報提供による禁煙支援を実施する ●関係機関と連携し世界禁煙デー(5月31日)に合わせたキャンペーンを実施するほか、たばこ対策にかかる情報提供や周知啓発を総合的に推進する

《 参考 》

松江市たばこ対策の基本的な考え方

◎背景

★喫煙や受動喫煙による健康影響(様々な疾患のリスクを高めることなど)が明らかになり、喫煙による年間超過死亡数は12~13万人、受動喫煙による年間超過死亡は年間約6,800人と推計されるなど、喫煙と受動喫煙に関連した疾病、死亡を減少させることが課題となっている。

平成15年5月 健康増進法施行 … 多数の者が利用する施設の管理者に、受動喫煙防止対策に努めることを求める(努力義務)

平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約発効… 受動喫煙の影響を減らすことを目的とした国際条約で、世界181か国が締結

平成22年2月 厚生労働省健康局長通知… 「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」

平成30年7月 健康増進法改正案成立… 望まない受動喫煙の防止を図るため多数の者が利用する施設等の区分に応じ、禁煙措置を定める

◎市の現状

【死亡数】

★死亡原因 第1位 悪性新生物

(部位別第1位 肺がん 第2位 胃がん)

第2位 心疾患 第3位 老衰 第4位 脳血管疾患

【喫煙率】

★全国・島根県と比較するとやや低い傾向にあるが、40・50代の喫煙率が高く、特に就労者の喫煙割合が高い傾向がみられる

★妊娠中に喫煙している人1.6%

◎基本的な考え方

★「健康まつえ21基本計画」の取り組みの方向性の一つである「喫煙・飲酒対策の推進」に基づき、喫煙と受動喫煙に関連した疾病、死亡を減少させることを目的に、受動喫煙防止対策及び禁煙対策を実施して行く。

★周知啓発等により取り組みの機運を高め、たばこ対策を市民運動として推進して行く。

★国の「健康日本21」や島根県の「たばこ対策指針」との整合性を図りながら、市としての取り組みの柱を「受動喫煙防止」「未成年者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」「たばこ対策に関する周知啓発」の4本として整理する。

基本理念「みんなで支え合い 健康寿命をのばそう」(健康まつえ21基本計画)

取り組みの方向性「喫煙・飲酒対策の推進」

松江市たばこ対策行動指針

1. 受動喫煙防止

- ①多数の者が利用する施設等の対策
- ②屋外の公共的な空間の対策

- ③受動喫煙防止対策及び配慮義務等の周知啓発

2. 未成年者・妊産婦の喫煙防止

- ①未成年者・妊産婦に対する教育、禁煙指導
- ②家族や周囲の大人に対する啓発、禁煙支援

- ③未成年者・妊産婦の喫煙防止に関する周知啓発

3. 禁煙希望者への支援

- ①禁煙にチャレンジ・継続しやすい環境づくり
- ②禁煙外来等、禁煙支援体制の充実

- ③禁煙支援等に関する情報提供と周知啓発

4. たばこ対策に関する周知啓発

- ①たばこによる健康影響に関する知識の周知啓発
- ②上記3つの対策にかかる情報提供・周知啓発を総合的に推進

5. ロードマップと目標指標

(1) 計画期間

本行動指針の期間は、「第2次健康まつえ21基本計画」の期間と合わせ、令和元年度から令和4年度までの4か年とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

最終年度の令和4年度においては、「第2次健康まつえ21基本計画」の改定作業と合わせ、本行動指針の総括と次期に向けての改定作業を行います。

(2) ロードマップ

計画期間における大まかな取り組みを示します。

各年度においては、これらに基づいた具体的な取り組みの検討・協議・調整を行なったうえで、PDCAサイクルを回しながら目標値の実現に向けて取り組みを進めて行くこととします。

取り組み内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受動喫煙防止	第1種施設の原則敷地内禁煙化			
	第2種施設の原則屋内禁煙化			
	法改正にかかる相談・届出受付、義務違反時の対応・指導			
	施設管理者・関係団体等への説明会開催・周知啓発			
	市民・施設利用者への周知啓発			
	うち、公共施設の対策推進	第1種施設…敷地内禁煙化推進		
第2種施設…屋内禁煙化と屋外の分煙対策徹底				
公園…敷地内禁煙化推進				
未成年者・妊産婦の喫煙防止	未成年者や妊産婦が利用する施設での受動喫煙対策の徹底			
	未成年者への喫煙防止教育・啓発、妊産婦への禁煙指導・啓発、禁煙支援			
	未成年者や妊産婦の家族に対する禁煙指導・啓発、禁煙支援			
禁煙希望者への支援	喫煙者に対する禁煙にチャレンジするきっかけづくり			
	禁煙希望者に対する相談受付・情報提供			
	事業所や関係機関に対して禁煙支援に関する情報提供			
	禁煙治療費の助成制度等禁煙支援策の検討・実施			
たばこ対策に関する周知啓発	喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について周知啓発			
	関係機関と連携したたばこ対策にかかる情報提供や周知啓発を総合的に推進			
たばこ対策推進会議	たばこ対策の検討・進捗管理、市民運動としての推進			

(3) 目標指標

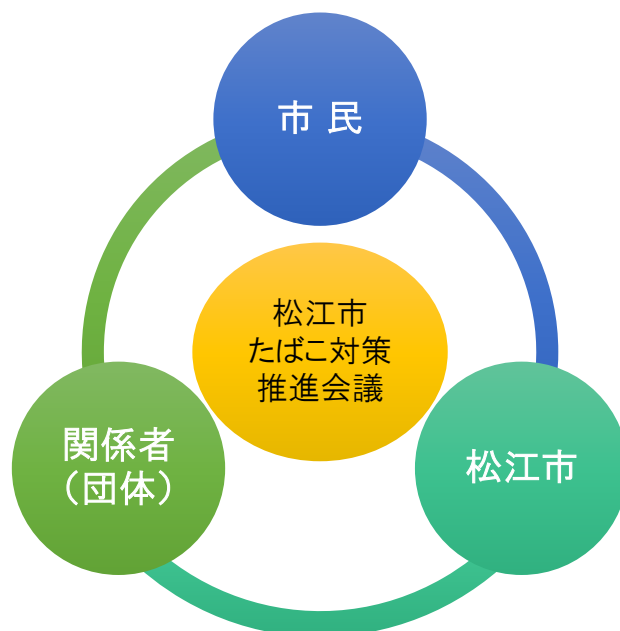
取り組みの柱ごとに、次のとおり目標値を設定します。

取り組みの柱	指標	現状 (令和元年5月)	出典	目標値 (令和4年度)
1. 受動喫煙防止	◆市公共施設における以下の施設の割合			
	①特定屋外喫煙場所のない第1種施設の割合	87.4%	市公共施設状況調査(2019年)	100%
	②屋内の喫煙専用室がない第2種施設の割合	100.0%		100%
	③第1種施設の禁煙措置の基準を満たす第2種施設の割合	24.0%		70%
	④敷地内禁煙または分煙施設が設置された公園の割合	0.0%		100%
2. 未成年者・妊産婦の喫煙防止	◆未成年の喫煙経験率			
	①小学生(男子)	2.4%	島根県未成年者の飲酒・喫煙防止についての調査(2017年)	0%
	②小学生(女子)	0.9%		0%
	③中学生(男子)	2.7%		0%
	④中学生(女子)	1.8%		0%
	⑤高校生(男子)	3.8%		0%
	⑥高校生(女子)	2.2%		0%
	◆妊産婦の喫煙率			
	①妊娠中	1.3%	市4か月児健康診査アンケート(2017年)	0%
	②産後4か月	1.8%		0%
3. 禁煙希望者への支援	◆禁煙意思を持つ人の割合			
	①禁煙意思を持つ人の割合	53.7%	市健康調査(2017年)	70%
4. たばこ対策に関する周知啓発	◆喫煙率			
	①成人(40歳以上)の喫煙率	18.3%	島根県保険者協議会医療費等分析報	12%

6. 推進体制

たばこ対策を推進するにあたっては、「市」「関係者（団体）」「市民」の三者がそれぞれの役割を果たし、市民運動として一体となって取り組むことが重要と考えます。そのため、市では平成30年10月に市民や関係機関の代表者で構成される「松江市たばこ対策推進会議」を設置し、たばこ対策の具体的な取り組みについて検討を行ってきました。今後は、この会議でまとめられた具体的な取り組みについて、「市」「関係者（団体）」「市民」が、それぞれの立場で進めて行くこととします。

「市」「関係者（団体）」「市民」のそれぞれが共通理解のもと、市民運動として持続的かつ効果的な取り組みを展開するためには、成果を重視した進捗管理が必要となります。そのためにPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを導入し、毎年度点検・評価を実施し、法改正等に沿った見直しや、新たな取り組みを追加・補強していくなど、進捗管理を行います。進捗管理は、「松江市たばこ対策推進会議」において行います。



松江市たばこ対策推進会議 委員名簿

(令和2年3月現在)

NO	所 属	氏 名
1	松江地区高等学校保健会 会長	吾郷 信博
2	国立大学法人島根大学 法文学部 准教授	飯野 公央
3	日本たばこ産業株式会社中国支社 中国支社「ルーション推進部CRM推進担当部長	石川 範夫
4	公募委員	磯和 恭子
5	島根県観光施設協議会 会長	門脇 豪
6	島根県飲食業生活衛生同業組合松江支部 支部長	後藤 勇
7	公募委員	澁谷 兼雄
8	松江市歯科医師会 理事	清水 潤
9	松江たばこ販売協同組合 理事長	新谷 一彦
10	松江商工会議所 事務局長	高尾 健司
11	松江市保育所(園)保護者会連合会 副会長	高橋 千代久
12	松江市薬剤師会 副会長	田中 浩志
13	松江市PTA連合会 研修委員長	塚谷 裕正
14	健康まつえ21 推進隊 幹事	角田 千年
15	連合島根松江隠岐地域協議会 副議長	南波 一樹
16	NPO法人しまね子どもをたばこから守る会 理事長	春木 宥子
17	公立大学法人島根県立大学 看護栄養学部 教授	平野 文子
18	玉造温泉旅館協同組合 事務局長	堀江 吉
19	一般社団法人松江市医師会 理事	堀江 貴
20	株式会社山陰中央新報社 編集局次長兼生活文化部長兼論説委員	山本 洋輔

(五十音順)

松江市たばこ対策行動指針

令和2年4月

松江市健康部健康推進課

〒690-0045 松江市乃白町 32 番地 2

松江市保健福祉総合センター内

TEL 0852-60-8174

FAX 0852-60-8160